

紀美野町第2回臨時会会議録

令和5年5月12日（金曜日）

---

○議事日程（第1号）

令和5年5月12日（金）午前10時05分開議

第 1 仮議席の指定

第 2 選挙第 2 号 議長の選挙

○追加議事日程（第1号の追加1）

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期決定の件

第 4 選挙第 3 号 副議長の選挙

第 5 選任第 3 号 常任委員の選任

第 6 選任第 4 号 議会運営委員の選任

第 7 特別委員会の設置

第 8 特別委員会の設置

第 9 選挙第 4 号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙

第10 選挙第 5 号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

第11 選挙第 6 号 海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙

第12 選挙第 7 号 五色台広域施設組合議会議員の選挙

第13 選挙第 8 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第14 選挙第 9 号 紀の海広域施設組合議会議員の選挙

第15 議案第35号 監査委員の選任の同意について

第16 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について）

第17 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町税条例の一部を改正する条例について）

第18 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

第 19 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について)

第 20 議案第 34 号 令和 5 年度紀美野町一般会計補正予算 (第 2 号) について

第 21 議員派遣の件について

○追加議事日程 (第 1 号の追加 2)

第 22 閉会中の継続審査の申し出について

(総務文教常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会運営委員会)

(議会活性化特別委員会)

(議会広報特別委員会)

---

○会議に付した事件

日程第 1 から第 2 まで

追加日程第 1 から第 2 2

---

○議員定数 12 名

---

○出席議員

議席番号 氏 名

1 番 徳 田 拓 嗣

2 番 中 原 和 也

3 番 桐 山 尚 己

4 番 藤 井 基 彰

5 番 上 柏 皖 亮

6 番 埴 谷 高 夫

7 番 七良浴 光

8 番 北 道 勝 彦

9 番 向井中 洋 二

10番 伊 都 堅 仁

11番 美 濃 良 和

12番 美 野 勝 男

---

○欠席議員

な し

---

○説明のため出席したもの

| 職         | 名 | 氏       | 名   |
|-----------|---|---------|-----|
| 町         | 長 | 小 川     | 裕 康 |
| 副 町       | 長 | 細 峪     | 康 則 |
| 教 育       | 長 | 東 中     | 啓 吉 |
| 消 防       | 長 | 家 本     | 宏   |
| 総 務 課     | 長 | 坂       | 詳 吾 |
| 企画管財課     | 長 | 中 前     | 貴 康 |
| 住 民 課     | 長 | 東 浦     | 功 三 |
| 税 務 課     | 長 | 坂       | 昌 美 |
| 保健福祉課     | 長 | 森 谷     | 善 彦 |
| 産 業 課     | 長 | 吉 見     | 將 人 |
| 建 設 課     | 長 | 米 田     | 和 弘 |
| 教 育 次     | 長 | 曲 里     | 充 司 |
| 会 計 管 理 者 |   | 太 田     | 具 文 |
| 水 道 課     | 長 | 長 生     | 正 信 |
| まちづくり課    | 長 | 湯 上     | 増 巳 |
| 美 里 支 所 長 |   | (湯上 増巳) |     |
| 代表監査委員    |   | 菊 本     | 邦 夫 |

---

○欠席したもの

な し

---

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀 君

事 務 局 書 記 西 本 貴 哉 君

開 会 前

○事務局長（井戸向朋紀） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の井戸向でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の上柏皖亮議員を御紹介します。

上柏皖亮議員、議長席にお着きください。

○臨時議長（上柏皖亮） それでは、皆さん、改めまして、おはようございます。ただいま御紹介いただきました上柏皖亮と申します。

地方自治法第107条の規定によって、議長が決まるまで臨時に議長の職務を行いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、この際、事務局長から議員及び執行部の紹介をしたいと思います。

なお、福森高夫議員においては、通称名により、埴谷高夫議員として議会活動を行うことになりましたので、先に御報告申し上げます。

これより順次紹介申し上げますので、その場で御起立をいただき、紹介後、着席願います。

○事務局長（井戸向朋紀） それでは、御紹介をさせていただきます。

最初に、議員から御紹介いたします。

（議員 紹介）

○事務局長（井戸向朋紀） 続いて、執行部を御紹介いたします。

（執行部 紹介）

○臨時議長（上柏皖亮） これで、議員及び執行部の紹介を終わります。

開 会

○臨時議長（上柏皖亮） ただいまから令和5年第2回紀美野町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時05分）

---

○臨時議長（上柏皖亮） これから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、本臨時会の招集権者である町長から招集の御挨拶がございます。

小川町長。

○町長（小川裕康） 皆さん、おはようございます。

新緑がまぶしくなり始めた本日、一般選挙後、初めての議会となる令和5年第2回臨時会の開会に当たりまして、臨時議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る4月23日執行の紀美野町議会議員一般選挙において当選されたことに心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

町民の皆さんの期待を担われて御当選されました皆様には、住民福祉の向上や紀美野町政発展のために御活躍いただきますことを心から願っております。私も初心を忘れることなく、皆さんと一緒に紀美野町発展のために全力を尽くしてまいる決意でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日、令和5年第2回紀美野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに厚く御礼を申し上げます。

役場では、去る3月31日付をもって、紀美野町発展のために一緒に頑張ってこられた8名の職員が退職されました。一方、4月1日付で新たに12名の職員を採用し、人事異動も行い、新たな体制で令和5年度のスタートを切りました。

去る4月の29日には議員の皆様にも御出席いただき、生石高原への登山者や観光客の安全を祈願する山開き式を4年ぶりに挙行いたしました。3月に5年ぶりの山焼きを実施しておりましたので、ススキが芽吹き始めた中で、今年は太鼓演奏や餅投げも行われ、生石高原は一層の盛り上がりを見せておりました。

また、5月8日には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられました。これにより当町の新型インフルエンザ等対策本部も解散したところでございます。今後は、感染予防対策をしながらではありますが、きみの夏祭りや農林商工祭りなどを再開し、町に活気とにぎわいを戻していきたいと考えてございます。

さて、本臨時会に上程している案件は、議案第30号から議案第34号までの5件であります。紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例についてなど、条例の一部改正に係る専決処分の承認を求める案件が4件と令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）に関する案件の5件であります。

一般会計補正予算（第2号）の主なものとしては、エネルギー、食品等の価格高騰に

より特に家計への影響が大きい低所得世帯への支援を行うため、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対して、1世帯当たり3万円を給付する臨時特別給付金給付事業に要する経費を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、昨年度実施して好評であったキャッシュレス決済還元事業に要する経費なども計上させていただいております。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認、御可決くださいますようお願い申し上げまして、臨時会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（上柏皖亮） 挨拶が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時11分）

（執行部 退場）

---

再 開

○臨時議長（上柏皖亮） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時12分）

○臨時議長（上柏皖亮） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（上柏皖亮） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時13分）

---

再 開

○臨時議長（上柏皖亮） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時14分）

◎日程第2 選挙第2号 議長の選挙

○臨時議長（上柏皖亮） 日程第２、選挙第２号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（上柏皖亮） ただいまの出席議員数は１２名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に美濃良和議員及び美野勝男議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（上柏皖亮） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（上柏皖亮） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（上柏皖亮） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

（投票）

○臨時議長（上柏皖亮） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（上柏皖亮） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。美濃良和議員及び美野勝男議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（上柏皖亮） それでは、選挙結果を報告します。

投票総数 １２票

有効投票 １０票

無効投票 ２票



有効投票のうち、

美野勝男議員 8 票

七良裕 光議員 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、美野勝男議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開放)

○臨時議長（上柏皖亮） ただいま議長に当選されました美野勝男議員が議長に  
られます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 10 時 26 分)

---

再 開

○臨時議長（上柏皖亮） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 28 分)

○臨時議長（上柏皖亮） これで臨時議長の職務は終わりました。御協力ありが  
うございました。

それでは、美野勝男議長、議長席へお願いします。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 10 時 28 分)

---

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます

(午前 10 時 30 分)

○議長（美野勝男） お諮りします。

ただいまお手元へ配付しました日程表のとおり、これを本日の日程に追加したいと思  
います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

よって、ただいまお手元へ配付しました日程表のとおり、これを本日の日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第1 議席の指定

○議長(美野勝男) 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指定します。

議長を最終12番とし、ただいま着席のとおり指定いたします。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(美野勝男) 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、徳田拓嗣議員、2番、中原和也議員を指名します。

◎追加日程第3 会期決定の件

○議長(美野勝男) 追加日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時32分)

---

再 開

○議長(美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます

(午前10時33分)

◎追加日程第4 選挙第3号 副議長の選挙

○議長(美野勝男) 追加日程第4、選挙第3号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（美野勝男）            ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に伊都堅仁議員及び向井中洋二議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（美野勝男）            念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）            配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（美野勝男）            異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（美野勝男）            投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）            投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。伊都堅仁議員及び向井中洋二議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（美野勝男）            選挙の結果を報告します。

投票総数            12票

有効投票            9票

無効投票            3票

有効投票のうち、

藤井基彰議員 9 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、藤井基彰議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開放)

○議長（美野勝男） ただいま議長に当選されました藤井基彰議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 10 時 43 分)

---

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 38 分)

◎追加日程第 5 選任第 3 号 常任委員の選任

○議長（美野勝男） 追加日程第 5、選任第 3 号、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、総務文教常任委員に、桐山尚己議員、上柏皖亮議員、埴谷高夫議員、七良裕 光議員、北道勝彦議員、美野勝男議員、以上 6 人を、次に、産業建設常任委員に、徳田拓嗣議員、中原和也議員、藤井基彰議員、向井中洋二議員、伊都堅仁議員、美濃良和議員、以上 6 人をそれぞれ指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました各 6 人の議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

つきましては、この際、両常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。

本日の委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が招集することとなっていますので、ただいまから委員会室に総務文教常任委員会を招集します。また、総務文教常任委員会終了後、委員会室に産業建設常任委員会を招集します。

本日の委員会は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長職務を行うこととなっていますので、よろしくお願いします。

なお、両常任委員会終了後、議場に参集願います。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 1時41分)

---

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時58分)

○議長（美野勝男） ただいま常任委員会において、それぞれ委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について御報告します。

総務文教常任委員長に、上柏皖亮議員。

副委員長に、埴谷高夫議員。

産業建設常任委員長に、美濃良和議員。

副委員長に、中原和也議員。

以上のとおりです。

◎追加日程第6 選任第4号 議会運営委員の選任

○議長（美野勝男） 追加日程第6、選任第4号、議会運営委員の選任を行います。  
お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、徳田拓嗣議員、中原和也議員、桐山尚己議員、上柏皖亮議員、伊都堅仁議員、美濃良和議員、以上6人を指名いたします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6人の議員を議会運営委員に選任することに

決定しました。

つきましては、この際、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思いますので、ただいまから委員会室に議会運営委員会を招集します。

なお、委員会終了後、議場に参集願います。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時00分)

---

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

○議長（美野勝男） ただいま議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について御報告します。

議会運営委員長に、伊都堅仁議員。

副委員長に、桐山尚己議員。

以上のとおりです。

◎追加日程第7 特別委員会の設置

○議長（美野勝男） 追加日程第7、特別委員会の設置について議題とします。

本件については、議会の責務を果たすべく、活発な議会活動に向けての方策を調査検討し、町民の負託に応えていくことができる議会づくりを進めるため、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定によって、議長を除く11人の委員で構成する議会活性化特別委員会を設置することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長を除く11人の委員で構成する議会活性化特別委員会を設置することに決定しました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました、議会活性化特別委員会の委員の選任については、委員会条

例第7条第4項の規定によって、議長を除く全議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会委員は、議長を除く全議員を選任することに決定しました。

#### ◎追加日程第8 特別委員会の設置

○議長（美野勝男） 追加日程第8、特別委員会の設置について議題とします。

本件については、議会広報の充実強化を図ることを目的とし、また編集委員として十分な活動ができるようにするため、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定によって、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することに決定しました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました、議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、徳田拓嗣議員、中原和也議員、桐山尚己議員、藤井基彰議員、埴谷高夫議員、向井中洋二議員、以上6人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6人の議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

この際、両特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思いますので、ただいまから、委員会室に議会活性化特別委員会を招集します。

また、議会活性化特別委員会終了後、同じく委員会室に議会広報特別委員会を招集します。

なお、両特別委員会終了後、議場に参集願います。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2 時 1 3 分)

---

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時 3 2 分)

○議長（美野勝男） ただいま特別委員会において、それぞれ委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について御報告します。

議会活性化特別委員長に、美濃良和議員。

副委員長に、桐山尚己議員。

議会広報特別委員長に、藤井基彰議員。

副委員長に、桐山尚己議員。

以上のとおりです。

◎追加日程第9 選挙第4号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙

○議長（美野勝男） 追加日程第9、選挙第4号、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。



したがって、議長から指名することに決定しました。

国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に、徳田拓嗣議員、藤井基彰議員、上柏院亮議員、埴谷高夫議員、七良裕 光議員、北道勝彦議員、伊都堅仁議員、以上7人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長から指名しました7人の議員を、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました7人の議員が、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎追加日程第10 選挙第5号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

○議長（美野勝男） 追加日程第10、選挙第5号、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に、中原和也議員、藤井基彰議員、埴谷高夫議員、北道勝彦議員、以上4人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長から指名しました4人の議員を海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4人の議員が、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎追加日程第11 選挙第6号 海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（美野勝男） 追加日程第11、選挙第6号、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

海南海草環境衛生施設組合議会議員に、桐山尚己議員、向井中洋二議員、美濃良和議員、以上3人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長から指名しました3人の議員を海南海草環境衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました３人の議員が、海南海草環境衛生施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第３３条第２項の規定により、当選の告知をします。

◎追加日程第１２ 選挙第７号 五色台広域施設組合議会議員の選挙

○議長（美野勝男） 追加日程第１２、選挙第７号、五色台広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

五色台広域施設組合議会議員に、徳田拓嗣議員、中原和也議員、上柏皖亮議員、七良 光議員、向井中洋二議員、伊都堅仁議員、以上６人名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長から指名しました６人の議員を五色台広域施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました６人の議員が、五色台広域施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第３３条第２項の規定により、当選の告知をします。

◎追加日程第１３ 選挙第８号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（美野勝男） 追加日程第１３、選挙第８号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、伊都堅仁議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長から指名しました伊都堅仁議員を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に伊都堅仁議員が当選されました。

会議規則第３３条第２項の規定により、当選の告知をします。

◎追加日程第１４ 選挙第９号 紀の海広域施設組合議会議員の選挙

○議長（美野勝男） 追加日程第１４、選挙第９号、紀の海広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

紀の海広域施設組合議会議員に、中原和也議員、桐山尚己議員、美濃良和議員、以上3人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長から指名しました3人の議員を紀の海広域施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました3人の議員が、紀の海広域施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時41分)

(執行部 入場)

---

再 開

○議長(美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

◎追加日程第15 議案第35号 監査委員の選任の同意について

○議長（美野勝男） 追加日程第１５、議案第３５号、監査委員の選任の同意について議題とします。

本件について、埴谷高夫議員の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第１１７条の規定により、埴谷高夫議員の退場を求めます。

（埴谷高夫 退場）

○議長（美野勝男） 説明を求めます。

小川町長。

（町長 小川裕康 登壇）

○町長（小川裕康） それでは、議案第３５号の説明を申し上げます。

議案第３５号 監査委員の選任の同意について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第１９６条第１項の規定により議会の同意を求める。

令和５年５月１２日提出

氏名は福森高夫（通称 埴谷高夫）、生年月日は昭和２６年１２月１４日、住所は紀美野町下佐々１００８番地１。

提案理由でございますが、前任者が令和５年４月３０日をもって任期満了となり、委員の選任をするため提案するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（町長 小川裕康 降壇）

○議長（美野勝男） 本件については、質疑及び討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、質疑及び討論は省略することに決定しました。

これから議案第３５号、監査委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第３５号は、同意することに決定しました。

埴谷高夫議員の入場を許します。

しばらく休憩します。

(埴谷高夫 入場)

休 憩

(午後 3時13分)

---

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時13分)

◎追加日程第16 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について)

○議長（美野勝男） 追加日程第16、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について）議題とします。

説明をお願いします。

吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長（吉見将人） それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第30号、専決処分の承認を求めることについて

紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月12日提出 紀美野町長 小川裕康

次の2ページをお開きください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月27日 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。小川宮前公衆便所の施設移転に伴い、移転先の小川公衆便所が完成し、令和5年3月28日から使用開始するため、紀美野町公衆便所条例の一部を改正するものでございます。

次の３ページをお開きください。

紀美野町便所条例の一部を改正する条例

令和５年３月２７日

条例第 ７ 号

紀美野町公衆便所条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

別表中、１行目の名称の列に「小川宮前公衆便所」とあるのを「小川公衆便所」に改め、位置の列にある「紀美野町奥佐々２１番地２」とあるのを「紀美野町福井１５３０番地」に改めるものでございます。

今回の改正につきましては、老朽化していた小川宮前公衆便所を登山者用駐車場内に移転したことに伴い、改正を行うものでございます。事業は令和４年度の事業で、新しいトイレを建設し、その後、古いトイレを撤去する事業でございます。しかし、一部の建築材料の調達が遅れるとのことで、令和５年度に繰越ししてございましたが、建築材料が３月中に調達できましたので、新しいトイレのほうは３月２７日に完成しました。春休みに入り、登山客も増えていることから、早期に新しいトイレを利用していただくため、専決処分により供用を開始したものでございます。

次に、附則でございます。

この条例は、令和５年３月２８日から施行する。

以上、簡単ではございますが、議案第３０号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（産業課長 吉見將人 降壇）

○議長（美野勝男）                      これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）                      これで質疑を終わります。

これから議案第３０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）                      賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）                      これで討論を終わります。



これから議案第30号を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、承認することに決定しました。

◎追加日程第17 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町税条例の一部を改正する条例について)

○議長(美野勝男) 追加日程第17、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町税条例の一部を改正する条例について)議題とします。

説明を求めます。

坂税務課長。

(税務課長 坂 昌美 登壇)

○税務課長(坂 昌美) それでは、私からは、議案第31号の説明をさせていただきます。

議案書の4ページをお開きください。

議案第31号、専決処分の承認を求めることについて

紀美野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月12日提出 紀美野町長 小川裕康

次の5ページをお開きください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日 紀美野町長 小川裕康

理由でございますが、令和5年3月31日において地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として令和5年4月1日から施行されることとなるため、紀美野町税条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次の6ページを御覧ください。

紀美野町税条例の一部を改正する条例

令和5年3月31日

条例第 8 号

紀美野町税条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正内容でございます。

まず、第34条の9第2項は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除についてでございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する施行令により、地方税法施行令第48条の9の3が改正されたことに伴う改正でございます。

次に、7ページを御覧ください。

第36条の3の2第2項は新設で、個人住民税の給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項が、その年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に変えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができるとした改正でございます。

また、次の第3項から8ページの第6項にかけましては、第2項の新設に伴う項ずれの改正でございます。

次に、8ページの第38条第3項も新設で、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規定するものでございます。

次に、9ページの第41条は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加する改正及び文言の整備でございます。

次に、9ページ中段から12ページ中段にかけまして、第44条は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得者に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正及び文言の整備でございます。

次に、12ページ中段の第46条は、特別徴収税額の納入について、地方税法施行規則様式の新設に伴い、個人住民税の各種様式に森林環境税に係る記載を追加する改正でございます。

次に、12ページ中段から13ページ中段にかけまして、第47条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて定めたもので、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、地方税法第321条の7第2項が改正されたことに伴

う規定の改正及び文言の整備でございます。

次に、13ページ中段から15ページの第47条の2は、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収について、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正及び文言の整備でございます。

次に、15ページ下段から16ページの第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについて、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、地方税法第321条の7の10第2項が改正されたことに伴う規定の整備及び文言の整備でございます。

次に、16ページから17ページの第48条及び第50条は、法人町民税の申告納付等について、施行規則様式が新設されたことに伴う改正でございます。

次に、17ページ下段から18ページ中段の第82条は、軽自動車の種別割の税率について、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車、一定の要件を満たす電気キックボード等についてなんですけれども、それに係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする改正でございます。

次に、18ページ中段から20ページ上段の第98条及び第108条は、たばこ税の納付申告の手続について、施行規則様式が新設されたことに伴う改正でございます。

次に、20ページ中段の附則第8条につきましては、肉用牛の売却により、事業所得に係る町民税の課税の特例について定めたもので、適用期限を令和6年度を令和9年に延長する改正でございます。

次に、20ページ下段の附則第10条は読替規定で、固定資産税の課税標準の特例の規定が、地方税法附則第64条が適用期限を迎えたことによる文言を削除する改正でございます。

次に、21ページ上段から22ページの附則第10条につきましては、固定資産税の特例を定めたもので、第1項から第14項までは法改正に伴う項ずれの改正、第16項は法附則第64条の廃止に伴う項の削除、新たに第16項を加える改正でございます。新設された第16項につきましては、長寿命化に資する大規模な修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置について、特例割合を3分の1とするものでございます。

次に、22ページ下段から24ページ上段にかけまして、附則第10条の3第12項

は新設で、大規模な修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定を定めたもので、第13項及び第14項は、第12項が新設されたことに伴う項ずれの改正でございます。

次に、24ページ中段の附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税について定めたもので、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の3輪以上の軽自動車であって、乗用のものに係る環境性能割の非課税措置を廃止するものでございます。

次に、24ページ下段の附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について定めたもので、前の第15条の2の廃止による項ずれの改正と第4項は、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の35に改正するものでございます。

次に、25ページ上段の附則第15条の6は、乗用の軽自動車の環境性能割の税率の特例について定めたもので、こちらも令和元年10月1日から令和3年10月31日までの間に取得した自家用の3輪以上の軽自動車であって、乗用のものに係る環境性能割の税率の特例措置を廃止する改正でございます。

次に、25ページ中段から28ページにかけての附則第16条につきましては、現行の特例措置であります軽自動車グリーン化特例が5年度から3年間延長され、燃費基準等により軽減率が変わり、それぞれ取得した翌年度分のみ軽減となる改正でございます。第1項は、改正前の第3項から第6項の削除に伴う項ずれの改正、第2項は、電気自動車等について、令和8年3月31日までに取得した場合には75%の軽減、第3項は、営業用乗用軽自動車で、2030年度燃費基準が90%達成者の場合は50%の軽減とするもの。第4項は、営業用乗用軽自動車で、2030年度燃費基準の70%達成者の場合は25%の軽減とするもので、この25%軽減の対象の車両については、2年間の延長となる改正でございます。

次に、29ページ上段の附則第16条の2第1項は、附則第16条の改正に伴う項ずれの改正でございます。また、附則第16条の2第3項は、附則第15条の2の2と同様の改正で、種別割についても不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の35に改正するものでございます。

次に、29ページ中段から30ページの第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について定めたもの

で、適用期限を３年間延長する規定の整備でございます。

次に、３０ページ下段から３１ページを御覧ください。

附則でございます。

施行期日につきましては、この条例は令和５年４月１日から施行するものです。

ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものです。第１号につきましては令和５年７月１日から、第２号につきましては令和６年１月１日から、第３号につきましては令和７年１月１日からの施行となります。

次に、３１ページ中段から３２ページにつきましては、第２条は町民税に関する経過措置を、次の第３条は固定資産税に関する経過措置を、第４条は軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第３１号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(税務課長 坂 昌美 降壇)

○議長（美野勝男）                      これから質疑を行います。

６番、埴谷高夫議員。

(６番 埴谷高夫 登壇)

○６番（埴谷高夫君）                      今説明ありましたけれども、３１ページの施行日が、７月１日とか令和６年の１月１日とか令和７年の１月１日ですよね。地方税法の改正でこれが出てくるのは分かるんですけども、施行日がまだ先なのに、なぜ専決処分でなければならないんでしょうか。それをお答え願います。

(６番 埴谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男）                      休憩いたします。

休 憩

(午後 ３時３５分)

---

再 開

○議長（美野勝男）                      休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 ３時４９分)

○議長（美野勝男）                      坂税務課長。

(税務課長 坂 昌美 登壇)

○税務課長（坂 昌美）                      それでは、埴谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

附則のほうの中にある施行期日が、それぞれ先の日になっているのに専決処分する必要があるのかということなんでございますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、令和5年3月31日において、令和5年度の税制改正の中で地方税法等の一部を改正する法律というものが公布され、原則として5年の4月1日から施行されるというふうになってまして、その中で、この第1号、2号、3号につきましては、それぞれその施行期日ですというふうに法律の中で制定されたということで、この施行期日がそれぞれ異なっているというふうになってございます。

第1号の施行期日につきましては、小型原動機付自転車の改正に伴う施行期日が5年の7月1日となっております。第2号につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に係る法律に伴う改正については、令和6年1月1日からの施行ということになっております。第3号につきましては、町民税の申告、扶養親族の申告については、令和7年1月1日からというふうに法律のほうで定められておりますので、それに伴って町条例のほうも改正させていただいたということになっております。

以上、説明とさせていただきます。

（税務課長 坂 昌美 降壇）

○議長（美野勝男）                      6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫）                      専決処分の理由をお伺いしたんですが、今のが理由ですかね。町条例ですから、分けることはできないんですか。技術的に大変な問題だと思いますけれども。私、特に問題だと思うのは、森林環境税というのは、私、反対ですからね。特に専決処分されると、私としては不本意なんです。ほかのは別に構わないと言ったら語弊ありますけれども、あれなんです。

町長さんも、自伐型林業とか、力を入れていらっしゃるから、個人で1,000円集めると。それで国に持って行って、国からまた譲与税で頂く。それはあんまり感心しませんけれどもね、そんな方法もあるでしょう。

しかし、今言ったように、先の話ですから、議会として専決処分というのは、私ら、もう四十数年前ですけども、専決処分というのは、暇のないときにするんですよというのを習いましたよ。ところが今はちょっと違うんですね、法律が変わりましてね。招集する暇がないときというのを、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである

とき認めると、こうなっているんですね。

ところが、これまだ先の話、今、5月の12日の議会に上程されているわけでしょう。4月1日から実施の分は分かりますよ。しかし、この部分は除ける。除いても構わないわけでしょう、それだったら。今上程してもいいわけやから。今審議されるわけやから。

34条の9、34条の9じゃないですね。私、問題としているのは38条ですね。38条の場合、これ6月1日ですからね、施行が。この議会でも間に合うわけでしょう。それを聞いているんですよ。なぜ専決処分をしなければならないか。

課長さんおっしゃるのは分かりますよ。地方税が改正されたから、それにのっとって改正したんですよ。しかし、それはあまりにも安易過ぎませんか。議会ってあるんですよ。議会に諮って条例改正をするわけですから、その議会を開催する時間がなかったわけではないわけ、今のところね。ないわけではないですから、この分を省いても構わないわけです。そして、この議会で上程して審議してもらおう。そして、多分可決されると思いますけれども、私、反対でもね。それはそれでいいんです。しかし、議会をないがしろにするような、こういったやり方は、私ちょっと許せない。そこを質疑しているんです。どうでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 埴谷議員の御質疑にお答えをいたします。

議員おっしゃられる中身、言うてることはよく分かります。3号では、令和7年1月1日施行であるから、今の段階で専決処分しなくても、先の条例改正でその部分だけ取り出してすればいいんじゃないかというような御質疑であると思います。

それは、ですから不可能ではございませんけれども、今回の税法改正というのはこれも含めての改正、それを受けて税条例を改正いたしております。それぞれ施行日が違うものをぶつ切りぶつ切りで、その都度その都度条例改正をするということは、不可能ではありませんけれども、条例とか法整備をする中で、そこでミスがあるとか、瑕疵があるとかということが起こらないように、1つのものを今回税条例の改正をすると。

ですから、議員おっしゃられることは分かるんですけども、ぶつ切りをするということは、これを条例を進めていく上では、私たちはそういう手法はやっぱり取ることは難しいかなと思います。

この税条例以外にも、いろんな改正の中で施行日が違うこともあります。それは、ですから附則の中で、それぞれ施行日を決めて改正をしておるものでございますので、そ

の点御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 今のですが驚くべき発言で、おかしいですよ、それは。議会は、専決処分ですから、不承認になっても専決処分の効力そのものは影響ないわけですね。だから変わらないと、それははっきりしています。

しかし、こうも書かれているんですよ。招集する時間的余裕があったと思われるのに、町村長が主観的に時間的余裕がないとして専決処分をしたというようなことがあれば、議会としては、毅然たる態度で不承認として、町村長に反省を与え、今後、戒めるべきである、こうなっています。

町長さん、今おっしゃったのは、ぶつ切りだと大変だと。事務も大変だと。施行日も違うから、それをぶつ切りでやるのは大変だ、こうおっしゃった。

しかし、それは議会に対する侮辱ですよ。議会何と想着いていらっしゃるんですか。議会はそういうことを審議するためにあるんです。そして、あなた方がそれを提案するためにやっているわけでしょう。ぶつ切りで何が悪いんですか。私たち構いませんよ。全然問題はない。それはそちらの問題でしょう。自分たちの立場を取り上げて、棚に上げてですよ、そういう言い方するのは承服できない。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 埴谷議員に御質疑いただきまして、我々の事情でということ、それは議員おっしゃることは十分承知いたしております。ただ法律自体が、法律自体の中で施行日が変わってる、いろいろ施行日が違うという。それが施行日が違うものを1つの法律改正で改正された。それを受けて条例を改正するというものでありますので、それは法律と、やはり合わせておくほうがいいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午後 4 時 0 1 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を再開します。



(午後 4時01分)

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） 私も関連であるのでございますけれども、若干気になりますので、今の答弁は私も納得できません。

町長さんが言われたように、分けてできるんだと、そういうふうにおっしゃりましたよね。そうであったならば、我々、議会制民主主義の下に議会をやっているわけございまして、今よく言われるところの議会は何してるんよというふうによく言われますけれども、そのところで、丁丁発止してやりおうて、そして、それに対する答弁もきちんとやっていただくと。町長言われた、分けてやれるということでございましたら、何でそれができないのか。法律がそうなってるからということは、答弁が元へ戻ってませんか。逆行してませんか。

やはりこのところできっちりとやっとかんかったら、議会は、要するに、町民の皆さん方から批判をいただくと。きっちりとやってよというのが、やはり町民の皆さん方の御意見であるかというふうに思います。

今町長さんが、先ほど分けてできるということを申されたんですから、それができると。それができないことについて、今、埴谷議員から質疑があつて、要するに、この問題について専決と。いとまがない場合、いとまがないことはないし、議会は3日前に告示しなければならないと。しかし、単に3日だけじゃなくって、単にもし3日の時間がなければ、3日という日数も減らせると、こうなっていないですか。

そこまで議会というものに対して、住民の皆さん方が大事な予算をきっちりと審議して、そして町民のために使ってもらいたいという、そういう制度になっているかというふうに思うんです。

ですから、先ほど町長さんの答弁を聞いていまして、埴谷議員の2回目の答弁から後退したような、そういうふうな答弁について、私は納得できません。もう一度、このことについて答弁いただいて、それきっちりと、これは議会での問題じゃなくて、住民の皆さん方に対するそういう答えということで、もう一度答弁いただきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 小川裕康町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長 (小川裕康) 美濃議員の御質疑にお答えをいたします。

先ほど埴谷議員に私答弁させていただいた中で、できるとは申し上げてはおりません。それは申し上げてはおりませんけども、不可能ではないと、私表現はしたと思います。それは、私とすれば不可能ではないという思いはあるから、そういう表現をさせていただいたんですけども。

その後で、少し内容、答弁の違いがありまして、法律に合わせて、そして法律の中で施行日がそれぞれ決められている。それに合うような形の条例をということで、3月31日付で専決処分をさせていただいたところでもありますので、不可能である、その表現は大変ちょっと申し訳ないんですが、それは不可能ではない。でもできるとも申しておりません。でも進めていく中で、やはり法律に合わせて、それと同じ形での条例の改正をするのが一番いいというふうに考えております。そういうことで専決処分をさせていただいたところです。

以上です。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長 (美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第31号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番 (埴谷高夫) 反対討論を行います。

専決処分そのものに私は疑義を申し上げたのでありますが、特に私問題だと思いますのは、第38条の森林環境税であります。条例、ちょっと見まして、非課税規定というのがあるんですよね。しかし、広く負担をかけるという点では賛成できません。環境に一番負担をかけているのは、最大の原因は大きな会社ですよね。それを我々でもって負担しなければならない。もちろん各家庭の取組も大事なんですけれども、主に大企業は責任があるのに、それはもう論をまたないと思います。

ちょっとそれるかも分かりませんが、しかも森林環境譲与税というのは、配分

は人口割が３０％ですよね。人口の少ない我が町にとっては、不公平な配分となっております。これは要望、こんなところで要望していいのか分かりませんが、町村会などで、やっぱり町長さんはこのことを訴えていく必要があると、このように思います。

自伐型林業とか環境保全に、私、認識は同じだと思っています。シンポジウムにも参加させてもらいましたし、その点では同じなんですけれども、やはり１人１，０００円の賦課をするというのは、やはり納得できません。

まして、専決処分というのは、本当に先ほど申しましたように、時間的余裕がないときですからね、いかに税法が改正されたからといって、安易にこういうことをすべきではない。このことを強く申し上げて、反対討論といたします。

（６番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第３１号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第３１号は、承認することに決定しました。

◎追加日程第１８ 議案第３２号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（美野勝男） 追加日程第１８、議案第３２号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）議題とします。

説明を求めます。

坂税務課長。

(税務課長 坂 昌美 登壇)

○税務課長 (坂 昌美) それでは、議案書の 33 ページをお開きください。

議案第 32 号、専決処分の承認を求めることについて

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 12 日提出 紀美野町長 小川裕康

次の 34 ページを御覧ください。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日 紀美野町長 小川裕康

理由でございます。令和 5 年 3 月 31 日において、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、原則としまして、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたこととなるため、紀美野町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたためでございます。

次の 35 ページをお開きください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 5 年 3 月 31 日

条例第 9 号

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

今回の改正につきましては、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担の軽減を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額及び減額対象となる所得基準の見直しの改正となっております。

それでは、35 ページ中段から説明をさせていただきます。

第 2 条第 3 項は、後期高齢者支援金等課税限度額を現行の 20 万円から 22 万円に改め、これと基礎課税額に係る課税限度額 65 万円、介護給付金課税額に係る課税限度額 17 万円と合わせて 104 万円とすることとする改正でございます。

次に、35 ページ下段の第 23 条は、国民健康保険税の減額について定めたもので、

第1項は、第2条第3項の改正に伴うものでございます。

次に、36ページ中段から37ページ上段につきましては、第23条第1項第2号は、5割軽減の加算額28万5,000円を29万円に、同項第3号につきましては、2割軽減の加算額52万円を53万5,000円に改めることにより、軽減額対象世帯が拡大されるものでございます。

次に、37ページ中段の第24条の2第2号につきましては、特例対象被保険者等の申告に当たり、雇用保険受給資格証のほか、その他の特例対象被保険者であることの事実を証明する書類の提示により対象の確認を行っていましたが、雇用保険法施行規則の一部改正により、同様の内容を記載した雇用保険受給資格通知が公共職業安定所から発行されることとなったことに伴う提示書類として明記する改正でございます。

次に、37ページ中段から44ページ上段につきましては、法令の規定に合わせた文言の整備でございます。

44ページ中段の附則でございます。

施行期日は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

適用部分につきましては、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(税務課長 坂 昌美 降壇)

○議長（美野勝男）                      これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和）                      それでは、35ページにございます、今御説明いただきました、均等割額、世帯別平等割額の合算とする。ただし、2条の3項ですね、ここで20万だったのが22万円に増額されるということでございます。これによって何世帯の方々がその対象になってくるのか。大体その方々が幾らの増税になっていくのか。

それから、その下に、36ページに、50%、20%軽減がずっと今説明いただいたんですけども、軽減額は大体どれぐらいの金額になってくるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 坂税務課長。

(税務課長 坂 昌美 登壇)

○税務課長(坂 昌美) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

限度額を超える世帯につきましては、3月末時点で13世帯で、保険料の影響額は28万円の減となります。

それから、軽減についてなんですけれども、世帯ごとの影響額の内容でよろしいでしょうか。軽減につきましては、3月末、被保険者で算定したものでございますけれども、5割軽減で均等割で4名増、平等割で2世帯の増、2割軽減で均等割で10名の増、平等割のほうで8世帯の増で、合計、均等割が14名で、平等割は10世帯の増という形になっております。

影響額についてなんですけれども、5割軽減の均等割で申し上げますと、均等割が34万1,900円、平等割で15万円、2割軽減で均等割が13万3,000円、平等割で7万2,000円と試算になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(税務課長 坂 昌美 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議。

○11番(美濃良和) ちょっと今、私聞き損なったのか分かりませんが、20万から22万円に上がったことに対して、13世帯の28万円の減というふうに申されましたが、これはどういうことであるのか、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長(美野勝男) 坂税務課長。

○税務課長(坂 昌美) 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

減というのは、3月末時点で、4年度の税率と5年度の税率で計算しますと、14世帯だったのが13世帯に対象者が減っております。全体の保険料の金額の差額が28万円減ったというふうな試算になっております。

以上です。

○11番(美濃良和) その辺、ちょっと理解がしにくいんですので、もうちょっと分かるようにお願いします、私だけに。

○議長(美野勝男) 休憩いたします。

休 憩

(午後 4時21分)

---

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 4時32分)

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

(午後 4時32分)

---

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 4時34分)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今のところ、大概不勉強で失礼いたしました。要するに、もう一度本会議の場でお聞きしときますけれども、20万から22万に上がったことによって、基本的には増税になると、こういうふうなことに踏まえてよろしいのでしょうか。

○議長（美野勝男） 坂税務課長。

○税務課長（坂 昌美） そのように議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第32号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） それでは、私から、専決処分に対して反対討論を行いたいと思います。

いろいろと町としても住民の方々の利便とか、あるいは生活がしやすいようにということ、いろいろと配慮され、いろんな仕事がされてきているというふうに思います。

ただ、こういうふうな中で、税金というのは町民にとって大変負担というふうに受けられます。少しでも生活がしやすいような、そういうふうな政治やってもらいたいというのが町民の願いかというふうに思います。

町としても、これは国のほうからのことがあって、そういう施策を取らざる得んということになっているかというふうに思いますが、今この時期、物価がどんどん上がっている。また、消費税も10%に上がった等々、いろんな形で町民としては生活が苦しくなっているというふうな状況かというふうに思います。

また、高齢者が圧倒的に、高齢化率が約50%というふうな状況になってきている高齢化した町において、年金も大変増えるどころか減るというふうなことで、少ない年金というふうに言われている方々が、年金が少なくなって、それも大きな負担というふうなことになっています。

そういうふうなことであって、国の施策がいろんな点で物価が引き上がってきた。これも国の施策ですよ。円安を誘導してきた施策、それから、何ていうんですか、外国の問題からも引き続いて、それに対して物価高を抑えるというふうなことがされてきてない、そういうふうな問題があるわけでございますけれども、そういう中で、やはり少しでも生活の負担が軽くなるということが、やはりそういう施策が求められているというふうに思います。

大きな改正ということではございませんけれども、やはり町民の方々を考えた場合、20万円から22万に引き上げられていくことについて、これはやはりするべきではないと。そういうふうなことから、この改正する条例に対して、反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。



本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第32号は、承認することに決定しました。

◎追加日程第19 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について)

○議長（美野勝男） 追加日程第19、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について）議題とします。

説明を求めます。

坂 詳吾総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長（坂 詳吾） それでは、議案書の45ページをお開きください。

議案第33号、専決処分の承認を求めることについて

紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月12日提出 紀美野町長 小川裕康

次の46ページをお開きください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月8日 紀美野町長 小川裕康

理由でございますが、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から5類感染症に移行することに伴い、紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正するものでございます。

次の47ページをお開きください。

紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

令和5年5月8日

紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

附則第3項で、感染症の防疫作業に従事する職員の手当の特例として、職員が新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するため、緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症の防疫作業に従事する職員の手当を支給する。

また、第4項で、手当の額につきましては、作業に従事した日、1日につき3,000円、患者の身体に接触して、または患者に長時間にわたり接して行う作業、その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては4,000円として、令和2年4月1日から適用しておりましたが、今回、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から5類感染症に移行されたことに伴い、人事院規則で防疫手当の特例が廃止されたことにより、当町においても感染症の防疫作業に従事する職員の手当の特例を廃止するものでございます。

次に附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第33号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長(美野勝男) これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 若干お聞きしときたいと思います。今言われたように、新型コロナが2類から5類に変わったことによって、国のほうからのそういうふうな支援金等もなくなってきている結果、こうなっているんかというふうに思います。

しかし、今、職員の皆さん方もマスクしているように、今後、もし国が抑えてたものがなくなって、反動的にコロナが起こってくるんじゃないかと。そういうふうなことで、自主的に自分たちを守る意味でマスクをされているかというふうに思うんですが、全体的に、そういうふうなことがされている方もされていない方もある中で、もし反発して増えてきた場合には、まるっきり職員の防疫に当たる方々、そういう患者さんに対する対応される方々が、そういうことに対して、町としては何ら施策をされないのかどうか、その辺のところはどういうふうに考えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

( 1 1 番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 坂 詳吾総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長 (坂 詳吾) 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

今後、増えてくるかといいますか、またコロナが増えてくるということも考えられないことはないんですけども、現時点では5類感染症に移行したということで、やはり合理性が少なくなったということでありますので、この手当自体は、今回、国の基準によりまして廃止していきたいというものでございます。

今後につきましては、その都度状況に応じて、国からの指示もあるかと思いますが、そのときはそのときに対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長 (美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第33号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、承認することに決定しました。

本日の会議時間は、議事の都合により延長します。

◎追加日程第20 議案第34号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について

○議長 (美野勝男) 追加日程第20、議案第34号、令和5年度紀美野町一般会

計補正予算（第２号）について議題とします。

説明を求めます。

坂 詳吾総務課長。

（総務課長 坂 詳吾 登壇）

○総務課長（坂 詳吾） それでは、議案書の４８ページをお開きください。

議案第３４号、令和５年度紀美野町一般会計補正予算（第２号）

令和５年度紀美野町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，０４０万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８２億３，８３５万５，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和５年５月１２日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明をさせていただきます。

なお、お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の３ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

１５款国庫支出金、２項１目総務費国庫補助金８，６４５万７，０００円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

２目民生費国庫補助金４６１万３，０００円の増額補正で、ひとり親世帯以外の子育て世帯の生活支援特別給付金の給付に係る費用について、国から１００％補助される新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金でございます。

１６款県支出金、２項２目民生費県補助金２０万２，０００円の増額補正で、ひとり親の子育て世帯の生活支援特別給付金の給付に係る事務費用について、県から１００％補助される子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業補助金でございます。

１９款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金で、１，３９８万４，０００円の増額補正でございます。

２目ふるさとまちづくり応援基金繰入金７００万円の減額補正で、機械設備修繕等補助事業費の財源振替のための減額でございます。

6目公共施設等整備基金繰入金1,785万4,000円の減額補正で、地区集会所電灯類LED化改修事業の財源振替のための減額でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の4ページをお開きください。

2款総務費、1項1目一般管理費54万4,000円の増額補正で、パートタイム会計年度任用職員2名の共済費でございます。

8目自治振興費は、地区集会所電灯類LED化改修事業に係る財源振替によるもので、補正額の増減はございません。

3款民生費、1項3目老人福祉費239万円の増額補正で、介護福祉サービス事業者の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、医療・福祉サービス事業所への物価高騰対策支援金を計上してございます。

4目障害者福祉費111万1,000円の増額補正で、1節報酬で、障害区分認定調査員として、パートタイム会計年度任用職員1名分96万1,000円、障害福祉サービス事業者の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、医療・福祉サービス事業所への物価高騰対策支援金15万円をそれぞれ計上してございます。

5ページにわたりまして、14目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費4,708万8,000円の増額補正で、エネルギー、食品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯への支援を行うため、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対して、1世帯当たり3万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る経費として、1節報酬でパートタイム会計年度任用職員1名分43万6,000円、3節職員手当等で超過勤務手当36万円、8節旅費でパートタイム会計年度任用職員1名分の通勤手当4万6,000円、10節需用費で消耗品費20万円、印刷製本費10万円、11節役務費で郵便料45万1,000円及び口座振込手数料16万5,000円、12節委託料で電算システム改修委託料として33万円、18節負担金、補助及び交付金で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として4,500万円をそれぞれ計上してございます。

2項8目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費481万5,000円の増額補正で、エネルギー、食品等の価格高騰により影響を受ける低所得の子育て世帯への支援を

行うため、低所得のひとり親世帯やその他住民税非課税の子育て世帯等に対し、児童 1 人当たり 5 万円の特別給付金を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費として、3 節職員手当等で超過勤務手当 4 2 万円、1 0 節需用費で消耗品費 3 万円、1 1 節役務費で郵便料 2 万 6, 0 0 0 円及び口座振込手数料 9, 0 0 0 円、1 2 節委託料で電算システム改修委託料として 3 3 万円、1 8 節負担金、補助及び交付金で子育て世帯生活支援特別給付金として 4 0 0 万円をそれぞれ計上してございます。

9 目新生児特別臨時給付金給付事業費 3 3 5 万 8, 0 0 0 円の増額補正で、エネルギー、食品等の価格高騰により影響を受け不安を抱える妊産婦やその家族を経済的に支援するため、令和 5 年度に紀美野町で出生した子供 1 人に対し 1 1 万円の給付金を給付する新生児特別臨時給付金給付事業に係る経費として、3 節職員手当等で超過勤務手当 4 万円、1 0 節需用費で消耗品費 1 万円、1 1 節役務費で郵便料 8, 0 0 0 円、1 8 節負担金、補助及び交付金で新生児特別臨時給付金として 3 3 0 万円をそれぞれ計上してございます。

6 ページにわたりまして、4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費 4 0 9 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、1 節報酬で保健師としてパートタイム会計年度任用職員 1 名分 2 2 7 万円、3 節職員手当等でパートタイム会計年度任用職員 1 名分の期末手当 2 8 万 4, 0 0 0 円、8 節旅費でパートタイム会計年度任用職員 1 名分の通勤手当として 1 5 万 2, 0 0 0 円、1 8 節負担金、補助及び交付金で、医療サービス事業者の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、医療福祉サービス事業所への物価高騰対策支援金 1 3 9 万円をそれぞれ計上してございます。

6 款商工費、1 項 1 目商工振興費 7 0 0 万円の増額補正で、商工会が実施するプレミアム率 3 0 % の商品券の販売を行う事業に対し、補助金を交付するプレミアム商品券発行事業補助金を計上してございます。

なお、財源内訳でございますが、国県支出金の 1, 5 1 7 万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を本商品券事業の財源として 5 6 8 万 9, 0 0 0 円、当初予算で計上してございました機械設備修繕等事業補助金に 9 4 8 万 1, 0 0 0 円を充当し、その他財源として充当してございました、ふるさとまちづくり応援基金繰入金を 7 0 0 万円減額し、財源振替を行ってございます。

2 目観光費 1, 0 0 0 万円の増額補正で、キャッシュレス決済還元事業として、町観光協会への補助金を計上してございます。

以上、議案第34号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（総務課長 坂 詳吾 降壇）

○議長（美野勝男）                      これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和）                      予算説明資料の7ページで、商工費で観光費、6款1項2目の18節でキャッシュレス決済の還元事業費というのが1,000万上程されています。これについてはどのような事業をされるのか。

それから、その1個上の商工振興費の中でも700万円、プレミアム商品券の発行事業というのがございます。これについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、ちょっと申し訳ございません。遡ってもらって申し訳ないんですが、予算説明資料の5ページで、3款2項8目の18節で子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親家庭に1件5万円、上程されております。これはひとり親世帯以外分となっておりますね。以外分と、それから、そうすると、その上に3款1項14目の18節のところにある4,500万、これは3万掛ける1,450世帯と家計急変の3万円の50世帯と、こういうことになっているようでありますけれども、これとの関係ですね、どうなっておられるのか。その辺のところを説明がちょっと私分からなかったもので、よろしくお願いいたします。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男）                      森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長 森谷善彦 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦）                      それでは、予算説明資料の4ページから5ページにかけての住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業で、臨時特別給付金の負担金、補助及び交付金の4,500万の内容について、お答えさせていただきます。

この事業については、先ほど説明したとおり、エネルギー、食品等の物価高騰による負担増を踏まえ、本町においては、家計への影響が大きい低所得世帯、具体的には、令和5年度住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、給付金を1世帯当たり3万円を給付するものでございます。家計急変世帯については、令和5年1月から収入が減少し住民税非課税相当となる世帯に対して給付するものでございます。試算では、非課税世

帯については1,450世帯、それから家計急変世帯では50世帯の計1,500世帯を見込んでおります。

続いて、8目の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の内容でございます。この事業については、低所得の子育て世帯に対し、本町においても児童1人当たり5万円を給付する事業で、ひとり親世帯以外については、町のほうで5万円を給付するんですが、ひとり親世帯については、県のほうで給付金を給付しますので、予算計上の18節においては、町で給付するひとり親世帯以外の部分について計上しているものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長（吉見将人） それでは、私のほうからは、美濃良和議員の御質疑にお答えさせていただきます。

予算説明資料の7ページでございます。

6款1項1目商工振興費で、18節プレミアム商品券事業の補助金で700万円を計上させていただいてございます。この事業は、紀美野町商工会議所がプレミアム商品券を発行する事業に対するプレミアム分の補助を行うものでございまして、当初予算ではプレミアム率10%、200万円の予算のお認めいただいておりますが、このたび国の補助金がつきましたので、それを活用しまして、プレミアム率30%に引き上げ、総額を900万円とするため、700万円の追加補正をさせていただくものでございます。本事業の目的としましては、物価高騰に伴う消費落ち込みと町内経済の活性化でございます。

以上、簡単ではございますが、プレミアム商品券発行事業の補助金の説明とさせていただきます。

続きまして、6款1項2目観光費で、18節観光協会補助金の1,000万円の補正でございます。この補助金につきましても、先ほどと同様、国の補助金を活用する事業でございまして、町観光協会が行う事業でございます。観光協会会員の店舗において、QRコード決済により、買物や飲食、宿泊の代金を支払った場合、25%分のポイントを付与する事業でございまして、時期は決まってはございませんが、期間は2か月を予定してございます。



期間中の付与上限、1人当たりの付与上限は5,000円、1回の支払いでの付与上限を2,500円として考えてございまして、事業者は全国の利用者が一番多く、宣伝効果の高いPay Payを想定してございます。

この事業は町内外への宣伝効果が非常に高く、広く町外から観光客を呼び込むことができ、町に来ていただいた観光客に、町の観光資源を知っていただくとともに、町内観光事業者の活性化につなげるものでございます。

なお、この事業は、全国的にも利用する県、市町村も多く、当町におきましては、今回が第3回目でございます。

町内の観光事業者や利用者から非常に要望が多く、このたび国の交付金を活用することができることから提案させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、観光協会補助金の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) 物価高のことから、説明資料の5ページにある、これは何の事業ですかね、臨時特別給付金4,500万円の事業ですけれども、これは今の説明でも非課税とか、そういうふうな説明であったかというふうに思います。そのところを基準というのが、その線が非常に難しい、非課税かどうかというのは引っ張ってしまえばそうですけど、実態的というんですか、そんなふうなところで急変世帯とかというようなこともありますけれども、その辺のところをもう少し、何ていうんですか、踏み込んで、非課税以外の世帯に対して対策打てないのかどうか、その辺のところをお聞かせしていただきたいと思います。

ひとり親世帯以外の、これは分かりました。

あと、7ページの商工費で、プレミアム商品券の発行事業補助金で700万円、これは商工会のほうで当初予算と合わせて900万円の事業をやるんだと、こういう説明であったんですけれども、前から言われるんですけど、非常にあっという間に消えてしまうというふうなことも言われるわけですけども、その辺の対策は何か考えておられるのか。商工会に任せているんだと言えば、それまでか知りませんが、その辺のところについて、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長(美野勝男) 吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人） 美濃良和議員の再質疑にお答えさせていただきます。

実際にプレミアム商品券の募集は、応募しましてもかなりの件数の応募がありまして、抽せんとなってすぐに売れてしまうということでございます。額にしたら900万円のプレミアム分で、数か月分の間の経済効果というのは3,900万ぐらいございますので、増やすことも考えたり、増額したりして、皆さんに買ってもらえるようにするという事も考えられるんですが、今までの交付額を考えまして、約900万で抑えさせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 予算説明資料の4ページから5ページにかけての住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業でございます。この3万円の給付については、エネルギー、食品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対し3万円相当の支援を行うということで、国のほうが、住民税非課税世帯には、まず3万円相当の給付をしてくださいねということでの通知がありました。それを受けて本町においても、住民税非課税世帯及び令和5年に入って家計が急変し、住民税が非課税相当となる世帯に対しても、本町では支援していくために、そのメニューを追加し、今回予算計上させていっているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 7ページのプレミアム商品券ですけれども、900万というのは妥当なところだということで答弁があったんですけれども、それで、何ていうんですか、買われる方と買われなかったという方が出てくるんですね。その辺のところの何かの工夫というのは、さきにも申しましたけども、商工会にお任せしていると。町としては、何らかのそういうことについて提案とか、そういうことはないわけですか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人） 美濃良和議員の再質疑にお答えさせていただきます。

先ほど答弁がそういった内容だったので、ちょっと修正というか、答えさせていただきます。

実際に昨年ですが、応募総数は約1,036名の方がございまして、抽せん者数は685ということで、約2分の1弱ぐらいの確率の当選数でございます。みんなに配れる

ようにというよりも、するならば額的にちょっと引き上げていかなければならないんですが、今の現状のままだが適当ということでしてございます。それで、何か方策がないかなという話は一度したことがあるんですが、やはり抽せんではない。抽せんでは平等性を図るしかないということでございました。

以上でございます。

○議長（美野勝男）                   ほかに質疑ありませんか。

6 番、埴谷高夫議員。

（6 番 埴谷高夫 登壇）

○6 番（埴谷高夫）                   ちょっと細かい話で申し訳ないです。ちょっと時間がなかったもので、各課で聞く時間はありませんでした。

説明資料の4ページです。民生費の4目の報酬で1,301円の時給、これ上がっています。この人の資格についてお伺いします。どのような資格を持って、この調査員等なられる方でしょうか。

それから、次に14目の超過勤務手当が6か月上がってますよね。その上の1の報酬では3か月1人ということですから、これはどう考えたらいいんでしょう。3か月の人を1人増やして、超過勤務手当がなぜ6か月になるんでしょうか。すみません、お答え願います。

それから、旅費規定というのは条例にあるんでしょうかね、旅費規定は。条例見ますね。パートタイムは別かも分かりませんね。もしパートタイムが別の条例があるのであれば、通勤手当について、どういう基準なのか、お答え願います。

それから、やはり3款民生費の8目の子育て世帯、今の話ですけれども、その下の民生費の職員手当、超過勤務が2,000円になっていますけれども、これは何か基準があるんでしょうか。1.25でいいんでしょうかね。1,600円の超過勤務で2,000円というのであれば、1,600円はどういう根拠なのか、お伺いします。

取りあえず、それだけお願いいたします。

（6 番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男）                   森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長 森谷善彦 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦）                   それでは、御質疑にお答えします。

予算説明資料の4ページ、4目障害者福祉費で、1節報酬の障害区分認定調査員で

ざいます。この予算計上に当たりましては、保健師の出産休暇に伴って保健師の不足が生じるため、保健師の負担となっている障害者の区分認定調査業務について、新たに人を雇用して、保健師の負担軽減を図るため、予算計上しているものでございます。

この障害区分認定調査員の要件は、看護師、保健師、介護福祉士など、資格要件が広いことから、保健師を募集してもなかなか応募がない現状を踏まえて、資格要件が広く保健師の負担となっている調査業務について、人を雇用して、予算計上したいと考えております。

その次、14目住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業でございます。1節の報酬の事務補助員については3か月で、6月、7月、8月を予定しているんですが、下の職員手当等の超過勤務手当については、職員の超過勤務を計上しておりますので、上の3か月についてはパートタイムの雇用期間、下の職員手当の超過勤務については職員の部分で6か月見込んでおります。

続いて、8節の旅費ですが、パートタイム会計年度任用職員の旅費については、正職員と同じ手当で支給しております。上限1万5,200円、募集される方の状況にもよるんですけども、上限1万5,200円の3か月で4万5,600円を計上しております。

続いて、5ページの3款2項8目の子育て世帯特別給付金給付事業の超過勤務手当2,000円については、単価掛ける1.25で2,000円で計上しているんですが、現状の職員の給与に基づいて予算計上して、2,000円ということで計上させていただいているところですので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 今の説明ですと、超過勤務手当、今、14目の話ですが、一般職員の話、一般職員の方が6か月超勤しますよと。私、予算の編成上、どうなるか分かりませんが、職員の方の報酬はないわけですね。職員の給与はここではないわけで、案分というようなことはしないんでしょうかね。ほかの業務をすると。ここの業務をしますよと。こっちだけ超勤出ますよと。この人は超勤だけここの仕事をするというようなことになるんじゃないんですか。へ理屈かも分かりませんが、よく分からない、私ね。

普通、やっぱり案分して、案分するのが適当かどうか分かりませんよ。それは役所の

ことですから、私、分からんのですけれども。普通の一般人が考えたら、案分して給与のほうへ戻ってくると。その人が超勤を30時間、6か月やるので、ここにも載りますよというんだったら分かるのですけれども。初めて14目というのが出されてきて、ここで予算化されて、この意味がやっぱり分からない。もう1回、すみませんが、お願いします。

それから、1,600円掛ける1.25、これは分かるのですけれども、1,600円、どちらもそうですか、同じ人なんでしょうか。児童福祉費で上がっているのと9番の新生児の方とは同じ職員ということで理解していいんですか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 予算説明資料の4ページ、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業についての3節職員手当等の超勤の置き方なんですけれども、今回、正職の部分については、1目の社会福祉総務費のほうで予算計上しているところでございます。

今回、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金については、国のほうで100%補助してもらえるという中で、超過勤務についても補助対象となっている中で、この目のほうで納めさせていただいたところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

それから、14目の超勤の2,000円、それから5ページの8目子育て世帯の2,000円については、同じ職員ではないんですが、ほぼ2,000円程度の単価でございますので、2,000円ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 2,000円、予算の立て方からしますと、分かっているのであれば、その方が特定されているのであれば、やっぱりその人の給与を計算してですよ、時給幾らということで計算されて、そしてここで手当を上げてくる。これは本来の姿じゃないかと思います。でなかったら、上っていったときに、失礼なこと言ったらね、要するに増すということもあるわけですよ。そんなことをしないためにも、やっぱり予算というのは厳格に立てる、厳密に立てるとというのが本来の姿じゃないかと思います。

今後とも、上の2,000円もそうですけど、14目の2,000円もそうですが、8目もそうです、9目もそうです。みんな2,000円で一律なので、職員さん全部違い

ますからね。こういう立て方はあんまり好ましくないと、私は思います。

それから、やはり予算の立て方の問題ですけれども、30時間の6か月、この職員さんは補助金はここで国の補助金が出ると。そしたら給与も、しかし出るんですよね。給与は出ないの。超過勤務だけ。ああなるほど、そういうことになるのか。はい、分かりました。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 先ほどの説明の中で、ほぼ2,000円ということで計上させてもらったということなのですが、課内でも複数で業務にそれぞれ当たっております。住民税非課税世帯と一緒にやる、それから子育て世帯についても業務を一緒にするというので、複数人の体制で業務を進めているので、単価的に押しなべたら2,000円程度ではないかということで予算計上させていただいておりますので、御理解賜りますようお願いします。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） 予算説明資料の7ページ、6款1項2目観光費のキャッシュレス決済還元事業費1,000万円の計上でございますが、先ほどの課長の説明では、観光協会の会員対象ということでございました。この対象となる会員がどれだけあるのかということを御答弁願います。

（3番 桐山尚己 降壇）

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

（産業課長 吉見将人 登壇）

○産業課長（吉見将人） それでは、桐山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

観光協会の会員数は、現在48ございます。令和元年当時は26しかございませんでしたが、約倍に、今現在増えてきてございます。その中で48事業者に対しまして、毎回公募を行います。公募を行ったときに何件来るかということでございますが、そのときに、昨年ですが、31事業者でございました。まだ観光協会に入ってきていただいない事業者とかもありますんで、そこらに対しましては声をおかけして、こういった事業をするから、どんどん加入してくださいということで進めてございます。

以上でございます。

(産業課長 吉見將人 降壇)

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） どんどん観光協会の会員が増えていくということを想定されておりますし、それが1つの目的であるかというふうにも思います。それは大変結構なことであると思います。

キャッシュレス決済還元事業というのは、今回で3回目ということですが、1回目から2回目の実施時に、何店舗というのか、どれだけの数の協会員の方が参加、実際されたのか。今回48対象ございますが、その中でどれだけ見込まれるのかということも含めて御答弁願います。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人） それでは、桐山議員の再質疑にお答えさせていただきます。

一番最初ですが、令和3年度からこの事業始まりまして、その当時の件数は、ちょっと覚えてはいるんですが、令和3年度のときは28でございました。それで、令和3年度のときの事業費自体は450万円、今の約半額ぐらいの事業でございましたので、最初ということもあり、なかなかうまく勧誘できなかったということがございましたが、令和4年度のときには、いろいろ広報打ったりとかして、ネットであったり、SNSであったり、それから和歌山駅前のターフビジョンであったり、そういったところで公表することによって、件数は3件程度しか増えてはございませんが、事業費としては、1,000万円の事業費に対しまして、884万円の利用者があったということでございます。

今後とも事業者も増やしていけるように取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第34号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第３４号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第２１ 議員派遣の件について

○議長（美野勝男） 追加日程第２１、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

先ほど、常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第２２として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査の申し出について、日程に追加し、追加日程第２２として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第２２ 閉会中の継続審査の申し出について

（総務文教常任委員会）

（産業建設常任委員会）

（議会運営委員会）



(議会活性化特別委員会)

(議会広報特別委員会)

○議長（美野勝男） 追加日程第２２、閉会中の継続審査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び議会広報特別委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉 会

○議長（美野勝男） 会議を閉じます。

令和５年第２回紀美野町議会臨時会を閉会します。

(午後 ５時３５分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年5月12日

臨時議長 上 柏 皖 亮

議 長 美 野 勝 男

議 員 徳 田 拓 嗣

議 員 中 原 和 也